

平成22年度さいたま市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度さいたま市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 汚水処理戸数	429,900 戸
(2) 年間総汚水処理水量	132,883,256 m ³
(3) 一日平均汚水処理水量	364,064 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管きよ整備事業費	18,750,670 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	下水道事業収益			21,812,256 千円
第1項	営業収益			17,191,804 千円
第2項	営業外収益			4,620,452 千円
		支	出	
第1款	下水道事業費用			21,187,779 千円
第1項	営業費用			15,955,039 千円
第2項	営業外費用			5,204,401 千円
第3項	特別損失			18,339 千円
第4項	予備費			10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,765,617千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 357,097千円、当年度分損益勘定留保資金 8,408,520千円で補てんするものとする。 ）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	21,707,771	千円
第1項	企 業 債	14,816,600	千円
第2項	他 会 計 負 担 金	387,831	千円
第3項	国 庫 補 助 金	5,369,000	千円
第4項	負 担 金	1,101,256	千円
第5項	長 期 貸 付 金 返 還 金	33,084	千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	30,473,388	千円
第1項	建 設 改 良 費	20,994,644	千円
第2項	企 業 債 償 還 金	9,437,424	千円
第3項	長 期 貸 付 金	41,320	千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	土呂調整池整備事業	530,000	平成22年度	150,000
				平成23年度	380,000
1 資本的支出	1 建設改良費	大宮駅西口調整池整備事業	530,000	平成22年度	120,000
				平成23年度	410,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	東大宮調整池整備事業	820,000	千円	千円
				平成22年度	250,000
				平成23年度	570,000
1 資本的支出	1 建設改良費	三橋調整池整備事業	650,000	平成22年度	300,000
				平成23年度	350,000
1 資本的支出	1 建設改良費	下落合幹線整備事業	4,500,000	平成22年度	210,000
				平成23年度	1,180,000
				平成24年度	1,800,000
				平成25年度	1,310,000
1 資本的支出	1 建設改良費	大門浅間幹線整備事業	1,410,000	平成22年度	240,000
				平成23年度	1,060,000
				平成24年度	110,000
1 資本的支出	1 建設改良費	鴨川中ポンプ場施設老朽化対策事業	190,000	平成22年度	40,000
				平成23年度	150,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 13,686,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	652,700			
資本費平準化	477,500			
合計	14,816,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費及び長期貸付金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 1,363,038 千円

(他会計からの補助金)

第10条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,631,549千円である。

平成22年2月9日 提出

さいたま市長 清水 勇 人